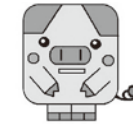


# 令和5年分申告相談スケジュール



いずれの会場も 市内全地区の人が対象です

## 自宅からスマホで確定申告ができます

スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、自宅で簡単・便利に確定申告をすることができます。また、パソコンを用いてインターネットを利用し、確定申告を作成・送信することができます。申告会場においても、スマホ申告コーナーを設けます。

※還付申告をされる人は、1月1日から申告することができます。

「国税庁確定申告書等作成コーナー」  
へアクセス



八日市文化芸術会館及びやわらぎホールにおいては、**受付時間枠を指定した入場整理券を、当日の午前8時から、会場入口で配布します。**  
支所およびコミセンの各会場においても入場制限を行い、入場整理券がなくなった時点で受付を終了します。

還付申告のみの受付		2/8(木)、9(金) 2/15(木)	やわらぎホール(能登川支所横) 八日市文化芸術会館	9:00~15:00 9:00~15:00 (12:00~13:00除く)	
例:医療費控除・社会保険料控除・扶養控除の追加など確定申告をすれば、所得税が還付される人					
会場	八日市文化芸術会館		支所およびコミセン		
開設時間	土・日曜日、祝日は受付しておりません。 ※毎週月曜日と2月27日(火)は受付しておりません。				
	2月 3月	9:00~15:00 9:00~16:00 (12:00~13:00除く)	9:00~16:00 (12:00~13:00除く)		
2月	16日(金)	<b>&lt;事業所得&gt;</b> <b>&lt;不動産所得&gt;</b> 税理士による「地区相談会場」を併設します。 ぜひご利用ください。 ※2月中のみ青色申告の受付ができます 【共催】 近江八幡税務署 (公社)近江八幡納税協会 近畿税理士会	2/19(月)~22(木) 愛東支所		
	19日(月)				受付しておりません
	20日(火)				
	21日(水)				
	22日(木)				
	26日(月)				受付しておりません
	27日(火)				受付しておりません
	28日(水)				
29日(木)					
3月	1日(金)	<b>&lt;夕方の申告受付&gt;</b> 3/7(木)は 17:00~18:30も開設 ※16:30~入場整理券を配布します。	3/1(金)~6(水) 五個荘支所	3/4(月)~6(水) 永源寺 コミュニティセンター	
	4日(月)				受付しておりません
	5日(火)				
	6日(水)				
	7日(木)				
	8日(金)				
	11日(月)				受付しておりません
	12日(火)				
13日(水)					
14日(木)					
15日(金)					
<b>&lt;医療費控除を受けられる人へ&gt;</b> 令和5年1月1日~令和5年12月31日までの間に支払った医療費の明細を、人別、医療機関別にまとめた『医療費控除の明細書』を必ず事前に作成してください。国民健康保険加入の人で、高額療養費の申請をされる人は、医療費控除の申告をする前に申請をお済ませください。					
<b>&lt;農家のみなさんへ&gt;</b> 農業所得は収支内訳書による自主申告となっています。『収支内訳書』を必ず事前に作成してください。東近江市のホームページに「農業収支計算ソフト」を掲載していますので、ご利用ください。					
<b>&lt;住宅借入金等特別控除を受けられる人へ&gt;</b> 『住宅借入金等特別控除額の計算明細書』は必ず事前に作成してください。なお、初年分は受付できませんので、ご注意ください。					
税額に関する相談は受付できません					

## 近江八幡税務署で申告してください。

下記内容の申告は、八日市文化芸術会館・各支所等では受付できません。

- ①譲渡所得 (・土地、建物の売買や、株式の取引による収入等の申告  
・上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除)
- ②配当所得 (上場株式等の配当等で申告分離課税を選択したもの)
- ③先物取引、FX(外国為替証拠金取引)等
- ④青色申告 ※2月中のみ八日市文化芸術会館会場で受付ができます
- ⑤準確定申告 (お亡くなりになった人の申告)
- ⑥住宅借入金等特別控除(初年分)  
(新たに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除や、住宅耐震改修・住宅特定改修、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を申告する場合)
- ⑦雑損控除  
(台風などの災害、盗難または横領によって生活用資産などに損害を受けた人の申告)
- ⑧過年分(令和4年分以前の申告)
- ⑨退職所得
- ⑩国外被扶養者の追加
- ⑪令和6年1月1日現在、東近江市に住所がない人の申告

**☆ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された人へ**  
 ふるさと納税申込み時にワンストップ特例制度を申請された人も、控除の追加等で確定申告をされる場合は、ふるさと納税分を含めた申告が必要です。  
 (参考)ワンストップ特例制度とは…次の①~③のすべての要件に該当する場合、確定申告を行わなくても住民税の寄附金に係る控除を受けられる制度  
 ①令和5年中にふるさと納税をし、ワンストップ特例制度を申請した人  
 ②確定申告・住民税申告をする必要がない人  
 ③ふるさと納税先が5団体までの人

**☆配当所得、譲渡所得等を申告される人へ**  
 上場株式等の配当所得、譲渡所得等について、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされていましたが、令和6年度(5年中所得)分より、**個人住民税の課税方式を所得税と一致させる改正**がなされました。

**☆消費税を申告される人へ**  
 『課税取引金額計算表』を必ず作成のうえ、近江八幡税務署で申告してください。

**確定申告に関する  
お問合せ**  
 近江八幡税務署  
 電話:0748-33-3141(代表)

**住民税の申告に関する  
お問合せ**  
 東近江市税務部市民税課  
 電話:0748-24-5604(直通)  
 IP電話:050-5801-5604

# 申告チェック表

令和6年1月1日現在  
東近江市に住所のある人が対象です

ゴール

ポストン  
東近江市自書申告推進キャラクター

申告の際には  
マイナンバーの記載+本人確認書類の  
提示またはコピーの添付が必要です!!

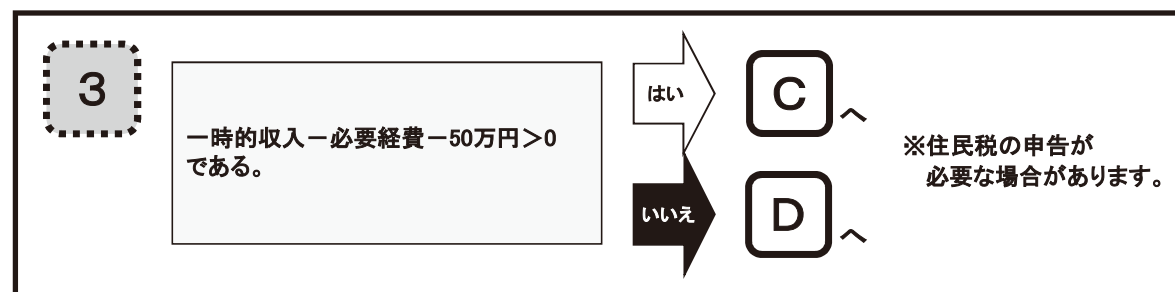
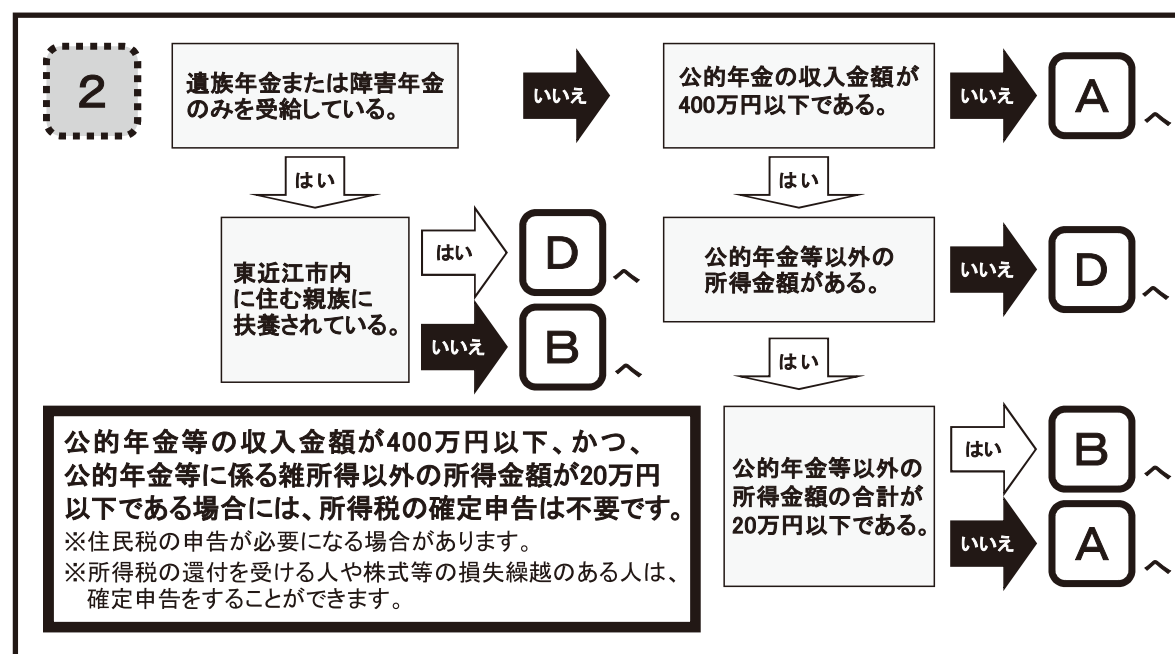
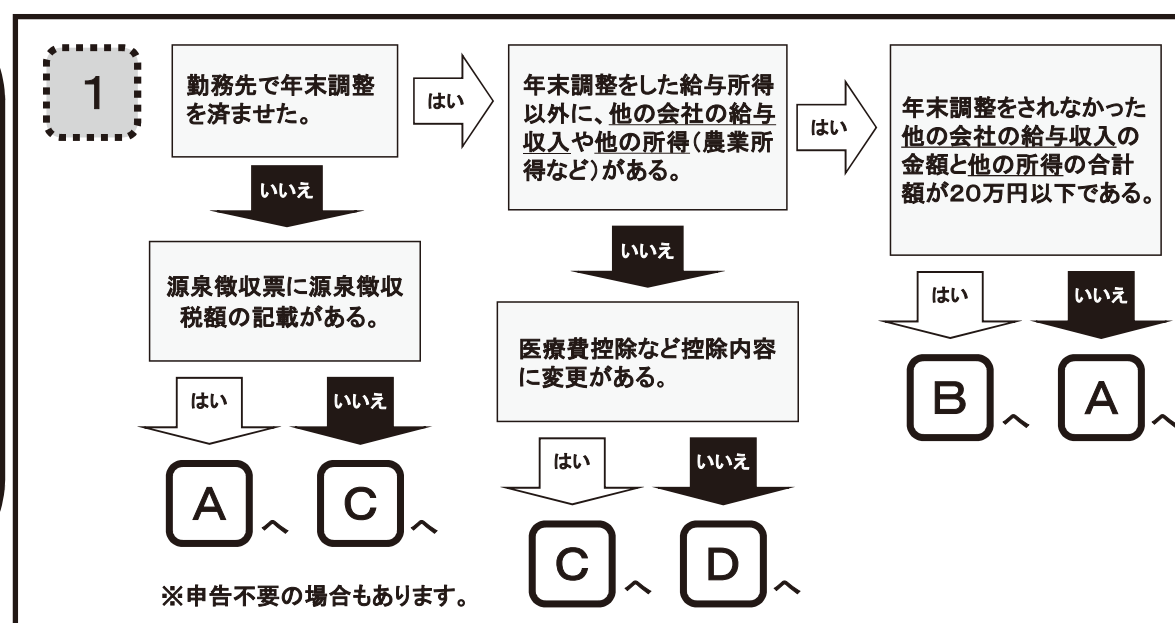
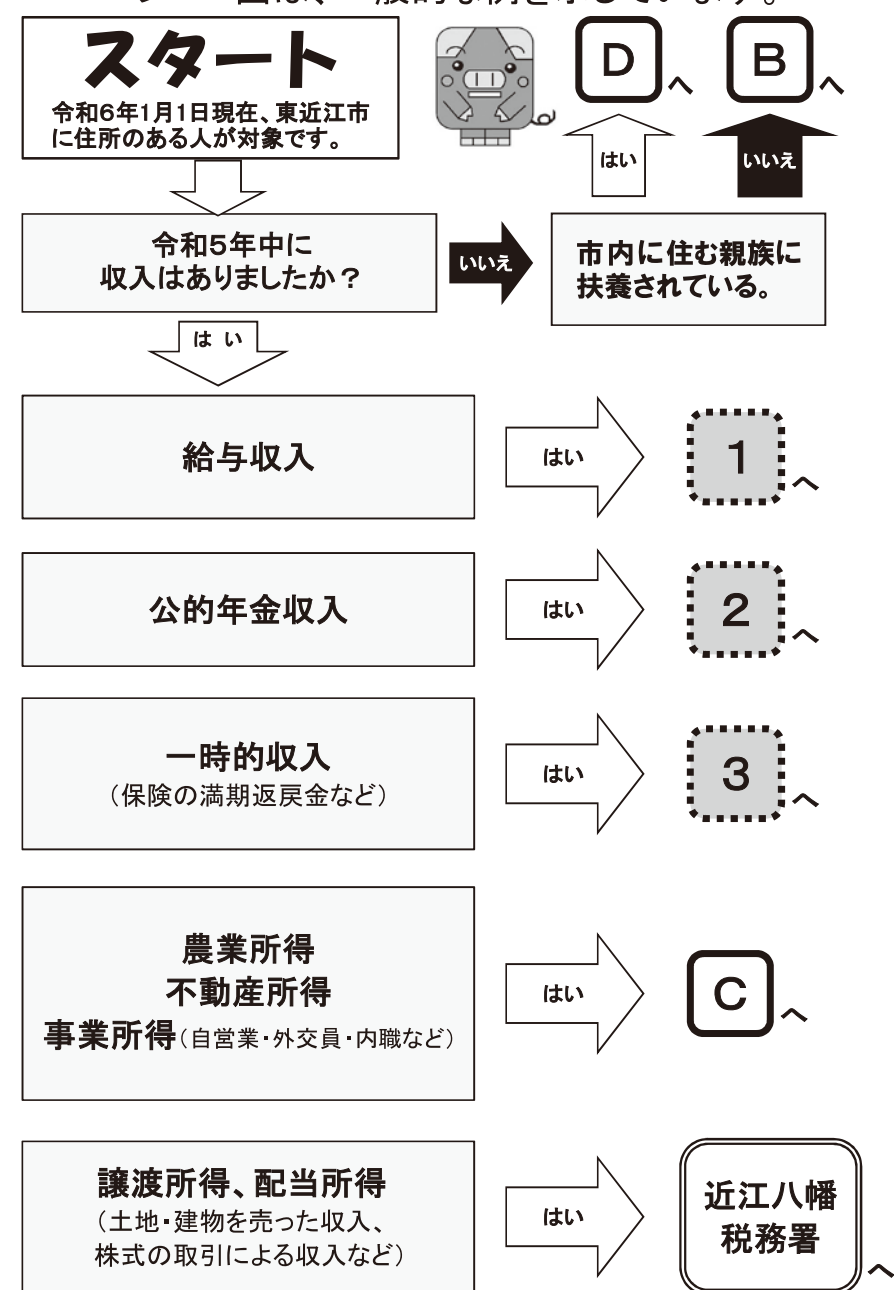
◆マイナンバーカード(個人番号カード・顔写真付きのもの)をお持ちの方  
マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード(顔写真のないもの) ●マイナンバーの記載がある住民票の写し などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる顔写真付きの身元確認書類》 ●運転免許証 ●在留カード ●身体障害者手帳 ●パスポート

※本人だけでなく、控除対象配偶者や控除対象扶養親族の人のマイナンバーの記載も必要です。(書類添付は不要です。)

フロー図は、一般的な例を示しています。



<市役所本庁・各支所に申告書提出用ポストを設置します>

<提出用ポスト設置期間> 2月8日(木)~3月15日(金)  
<設置場所> (本庁) 平日 8:30~17:15 市民税課前  
土・日・祝日・夜間 当直室  
(各支所) 平日のみ 8:30~17:15

- A** 所得税の確定申告が必要です。
- B** 住民税の申告が必要です。  
※近江八幡税務署では申告できません。
- C** 所得税の確定申告 または 住民税の申告が必要です。  
※金額や内容によって申告の種類が異なります
- D** 申告の必要はありません。  
※原則必要はありませんが、住民税の申告をすることにより、所得額の記載された証明書の交付を受けることができます。  
※社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の額に変更がある人は、住民税の申告をしてください。

※このフロー図により申告が不要とされた人でも、所得税の納付や還付が生じる場合や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となることがあります。

ご持参いただくもの	
<input type="checkbox"/>	申告者の①または② ①マイナンバーカード(個人番号カード・顔写真付きのもの) ※スマートフォンを利用して確定申告される場合は2種類の暗証番号が必要です。 (1)利用者用電子証明書暗証番号(数字4桁) (2)署名用電子証明書暗証番号(英数字6~16文字) ②通知カード(顔写真のないもの)および運転免許証などの顔写真付きの身元確認書類(通知カードは住民票に記載されている氏名、住所が一致している場合に限る。) ※②の場合、通知カードと身元確認書類の両方が必要ですので、ご注意ください。
<input type="checkbox"/>	被扶養者のマイナンバーが分かるもの ※扶養控除を受ける人
<input type="checkbox"/>	確定申告のお知らせハガキまたは確定申告書、利用者識別番号等の通知 ※税務署から送付または発行されている人はご持参ください。
<input type="checkbox"/>	源泉徴収票 ※給与所得者や年金所得者 ※コピー可
<input type="checkbox"/>	収支内訳書(事前に作成しておいてください。) ※農業所得、事業所得、不動産所得のある人
<input type="checkbox"/>	社会保険料控除証明書 ※国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書(1月中旬に市から送付します。) ※国民年金については、日本年金機構から送付された控除証明書
<input type="checkbox"/>	生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書
<input type="checkbox"/>	医療費控除の明細書 ※医療費控除を受ける人(事前に集計し、作成しておいてください。)
<input type="checkbox"/>	障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など ※障害者控除を受ける人
<input type="checkbox"/>	寄附金の受領書・寄附金控除に関する証明書 ※寄附金控除を受ける人(ワンストップ特例制度含む)
<input type="checkbox"/>	住宅借入金等特別控除関係書類 ※特別控除額の計算明細書は事前に作成しておいてください。 ※初めて住宅借入金等特別控除を受ける人は、近江八幡税務署で申告してください。
<input type="checkbox"/>	申告者本人の金融機関の口座がわかるもの ※還付を受ける人
<input type="checkbox"/>	その他、所得や経費を明らかにする書類